【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2025年10月17日提出

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中谷 友行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【事務連絡者氏名】 堂島 孝太

連絡場所 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【電話番号】 03-6700-4111

【届出の対象とした募集内国投資信託受 上限 5,000億円

【届出の対象とした募集内国投資信託受 明治安田欧州株式ファンド

益証券に係るファンドの名称】

ァンドの名称】

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

明治安田欧州株式ファンド(以下「当ファンド」ということがあります。) 愛称として「ファザーン」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)

当初の1口当たり元本は1円(1万口当たり元本金額は1万円)です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

上限 5,000億円

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

ロンドンの証券取引所が休業日の場合は、取得申込の受付を行いません(この場合、収益分配金の再投資にかかる追加申込に限ってこれを受付けるものとします。)。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号: 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における 受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、手数料はかかりません。詳しくは、お申込みの販売会社までお問合わせください。

分配金再投資コース の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

分配金再投資コースでは、自動継続投資契約(計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を 自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により 名称が異なる場合があります。)を販売会社と結びます。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した 場合、当該契約に規定する単位とします。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合せください。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

(7)【申込期間】

2025年10月18日から2026年4月17日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号: 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額)、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額)を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座 を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。 販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年1回(1月20日。休業日の場合は翌営業日)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田欧州株式ファンド(愛称:ファザーン)(以下「当ファンド」ということがあります。)は、明治安田欧州株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて欧州主要国の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
		株 式
単位型	国 内 位型	債 券
	海外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

⁽注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉と する旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

一向江色刀化				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
─ 舟殳				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
	年4回	北米		
债券 				
一般	年6回	区欠州	ファミリーファンド	あり
国債	(隔月)			()
社債	年40回	アジア		
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性	(毎月)	767-7		
	日々	中南米	ファンド・オブ・	なし
 不動産投信	~		ファンズ	<i>7</i> & <i>U</i>
	その他	アフリカ		
その他資産	()			
(投資信託証券(株式 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

欧州

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注)上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス:https://www.toushin.or.jp/)で閲覧が可能です。

信託金の限度額:上限 5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

明治安田欧州株式ファンドは、明治安田欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、欧州の株式を主要 投資対象とし、長期的な運用を行います。

MSCIヨーロッパ・インデックス(配当込み、円換算ベース) をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

・MSCIヨーロッパ・インデックスは、欧州諸国企業の株価から構成される指数(インデックス)です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。 MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

2025年10月1日付けで、ベンチマークをMSCIヨーロッパ指数からMSCIヨーロッパ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に変更いたしました。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2000年 1月28日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

2004年 1月 1日 「YPW欧州株式ファンド」から「安田欧州株式ファンド」へファンド名変更

2010年10月 1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から 明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

「安田欧州株式ファンド」から「明治安田欧州株式ファンド」へファンド名 変更

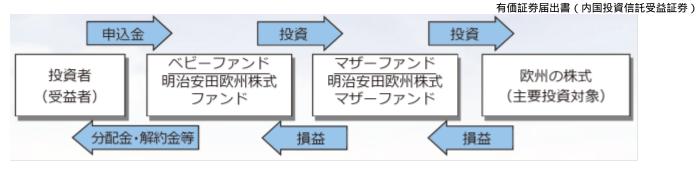
「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ ファンド名変更

2024年10月1日 投資対象である明治安田欧州株式マザーファンドについてニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、明治安田アセットマネジメント株式会社による運用に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

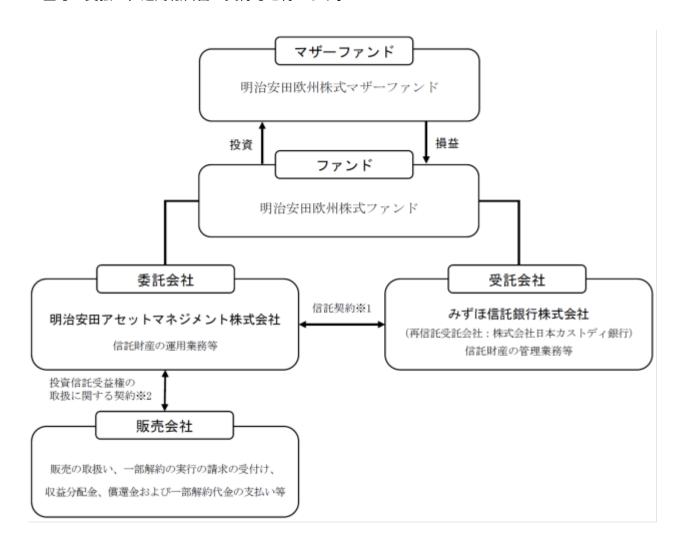


損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社およびファンドの関係法人

- 1.委託会社(委託者):明治安田アセットマネジメント株式会社 信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。
- 2. 受託会社(受託者): みずほ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理業務等を行います。(受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ 銀行に委託することがあります。)
- 3. 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還 金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額(本書提出日現在) 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月: コスモ投信株式会社設立

1998年10月: ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コス

モ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月: 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月: 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレ

スナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月: 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月: 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント

株式会社」に変更

3. 大株主の状況(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とする明治安田欧州株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、当該株式に直接投資する場合があります。

(2)投資態度

主として欧州の株式(マザーファンド受益証券を含みます。)を投資対象として、長期的な運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、弾力的に変更を行う場合があります。

MSCIヨーロッパ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る運用成果をあげることを目標に運用を行います。

設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる 場合があります。

信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

マザーファンドの運用方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ・インデックス(配当込み、円換算ベース) ベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

MSCIヨーロッパ・インデックス採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。

ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

(削除)

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

2025年10月1日付けで、ベンチマークをMSCI ヨーロッパ指数からMSCIヨーロッパ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に変更いたしました。

(3)投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条 / 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(4)運用プロセス

欧州主要国で取引、発行される株式

MSCIヨーロッパ・インデックス採用銘 柄を投資ユニバースとします。

個別銘柄の投資魅力度の分析

当社独自のクオンツモデルにより、成長性、 割安度、収益性、財務の健全性など多面的 に個別銘柄を分析します。

個別銘柄の 投資比率の決定

ファンドの規模や個別銘柄の流動性、 銘柄分散等を勘案し、組入比率を決 定します。

ポートフォリオ

パフォーマンス分析およびリスク管理によりポートフォリオのリバランス等を行います。

運用プロセスは今後変更となる場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
 - 八. 金銭債権
 - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された明治安田欧州株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に限ります。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前21. の権利の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

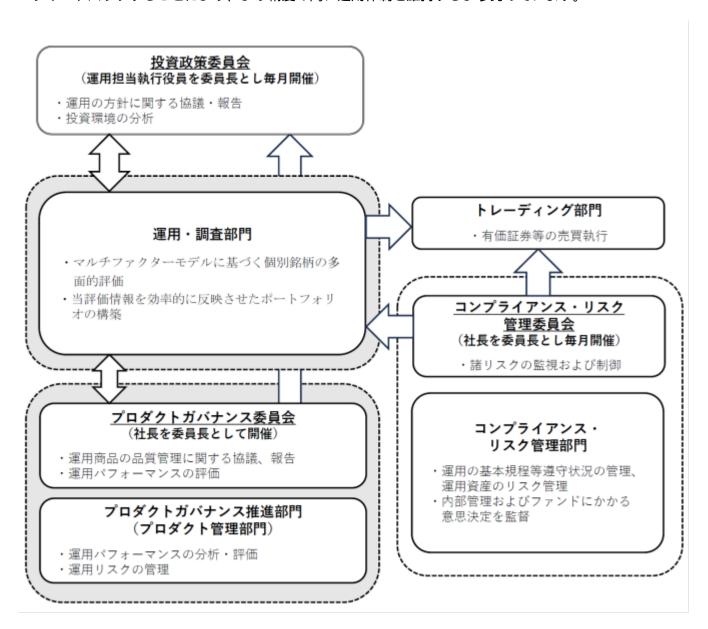
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する 検討を行います。

ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規程等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部 (プロダクト管理グループ)が中心となって行います。

プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



プロダクトガバナンス推進部門(プロダクト管理部門)の人数は5~10名程度です。 コンプライアンス・リスク管理部門の人数は5~10名程度です。

明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448)

- 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基 本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ(https://www.myam.co.jp/)の会社案内から、運用体制に関する情報・ 運用担当者等に係る事項がご覧いただけます。

<受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合な どを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社よ り受け取っております。

(4)【分配方針】

年1回(毎年1月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分 配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の 運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配 金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益 分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載また は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算 して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、な おその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金 再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増 加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

株式等への投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマ ザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属 するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行 いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます(以下同じ。)。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、 信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と マザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える こととなる投資の指図をしません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。信用取引の指図範囲

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.前1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出により取得する株券
 - e.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得 ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使によ り取得可能な株券

f.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号 イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲 げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げ るものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図を することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同 じ。)。
- 2.委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1.委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の 提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- 1.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。
- 3.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出し た額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合 計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公 社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2.前1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債 (信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.前1.の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、前2.の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。 なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2.前1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、前2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債 の一部を決済するための指図を行うものとします。
- 4.前1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1.委託会社は信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の 手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的とし て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を 通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運 用は行わないものとします。
- 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

外国為替予約の指図

- 1. 委託会社は、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 2.前1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3.前2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に は、制約されることがあります。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また 受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければ なりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

したがって、<u>投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本</u>を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

値動きの主な要因

1.株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の 影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能 性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

<u>当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適</u>用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本。)の状況により、分配金額の全部 または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因 となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日 の基準価額と比べ下落することとなります。

(2)リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコン トロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等 において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理 状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

プロダクトガバナンス委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイ ル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行 います。

プロダクトガバナンス コンプライアンス・ 委員会 リスク管理委員会 運用商品の品質管理に 運用リスクを含む 諸リスクの監視および制御 関する協議・報告 評価・指導・指摘 運用部門

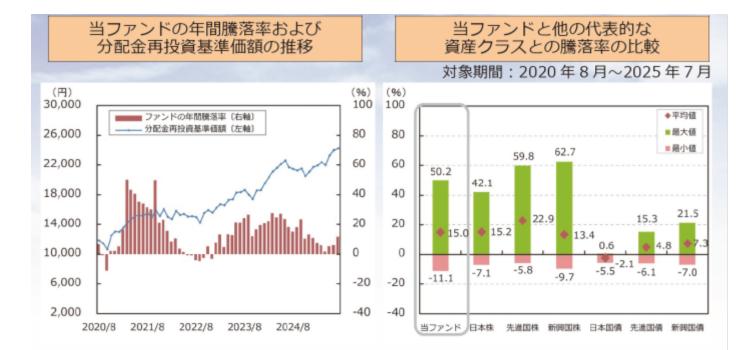
<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リス クのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督しま す。

ファンドのリスク管理体制等は、2025年7月31日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3)参考情報



- ※グラフは、ファンドの 5 年間の各月末における分配金再投 資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出 しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下 同じ。) および各月末における直近1年間の騰落率を表示し ています。
- ※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額を もとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的 に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小 を表示したものです。
- ※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

The state of the s						
資産クラス	指数名称	権利者				
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社 JPX 総研又は 株式会社 JPX 総研の関連会社				
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.				
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.				
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・ リサーチ&コンサルティング 株式会社				
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC				
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC				

- (注) 海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
- ※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
- ※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。 株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、 適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた 損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

<代表的な資産クラスの指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI (国債)は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド)は、J.P.Morgan Securities LLC(JPモルガン)が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細についてはお申込みの各販売会社までお問合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年1.43%(税抜1.3%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

< 内訳 >

配分	料率(年率)
委託会社	0.495%(税抜0.45%)
販売会社	0.825%(税抜0.75%)
受託会社	0.11%(税抜0.1%)
合計	1.43%(税抜1.3%)

< 内容 >

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等 の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理 等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が 行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.011%(税抜0.01%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

- 1. 個人の受益者に対する課税
- < 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を 行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率

20.315% (所得税15.315%および地方税5%)

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益(一部解約の価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益)が譲渡所得として課税されます。

原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収選択口座) を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率

20.315% (所得税15.315%および地方税5%)

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。)の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

2.法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%(所得税のみ)

3.確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、一部解約時および 償還時における課税は、行われません。

個別元本について

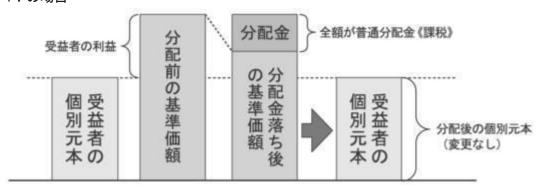
- 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
- 1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2.受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4. 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

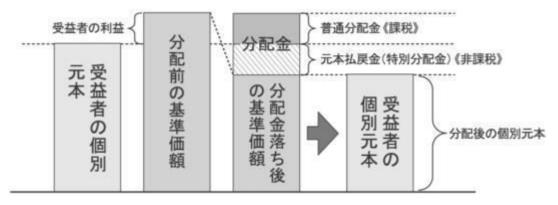
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」 (受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)があります。

- 1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が 元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額 が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配 金)を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合



2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。販売会社によって取扱いが 異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

<少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合>

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は2025年7月31日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

2025年7月31日現在で開示している運用報告書の対象期間における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.64%	1.42%	0.22%

- ※対象期間は2024年1月23日~2025年1月20日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる 運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下は2025年7月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。 投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1)【投資状況】

明治安田欧州株式ファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	937,359,362	99.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,729,616	0.50
合計(純資産総額)		942,088,978	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田欧州株式ファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	〕国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	207,886,308	3.9941	830,337,960	4.5090	937,359,362	99.50

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

【投資不動産物件】

明治安田欧州株式ファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

明治安田欧州株式ファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

明治安田欧州株式ファンド

##6	101	純資産総額	額(円)	1万口当たり純資産額(円)	
<u>斯</u>	別	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16期計算期間末	(2016年 1月20日)	406,199,580	407,636,393	11,308	11,348
第17期計算期間末	(2017年 1月20日)	341,296,418	342,850,897	10,978	11,028
第18期計算期間末	(2018年 1月22日)	504,265,461	511,593,798	13,762	13,962
第19期計算期間末	(2019年 1月21日)	364,550,071	365,839,713	11,307	11,347
第20期計算期間末	(2020年 1月20日)	352,988,706	360,425,531	12,816	13,086
第21期計算期間末	(2021年 1月20日)	348,456,030	352,744,285	13,001	13,161
第22期計算期間末	(2022年 1月20日)	527,057,050	534,631,847	15,308	15,528
第23期計算期間末	(2023年 1月20日)	461,434,182	468,981,176	15,285	15,535
第24期計算期間末	(2024年 1月22日)	542,343,163	553,214,732	17,959	18,319
第25期計算期間末	(2025年 1月20日)	630,689,531	642,960,503	19,531	19,911
	2024年 7月末日	673,830,040		20,363	
	8月末日	653,282,230		20,161	
	9月末日	649,409,059		19,966	
	10月末日	658,009,806		20,222	
	11月末日	613,683,025		19,273	
	12月末日	630,205,760		19,819	
	2025年 1月末日	644,967,467		20,017	
	2月末日	651,424,089		20,213	
	3月末日	751,120,628		20,636	
	4月末日	813,455,810		20,258	
	5月末日	894,535,681		21,473	
	6月末日	901,704,376		22,123	
	7月末日	942,088,978		22,334	

【分配の推移】

明治安田欧州株式ファンド

期 計算期間 1万口当たりの分配金(円)

第16期計算期間	2015年 1月21日~2016年 1月20日	40
第17期計算期間	2016年 1月21日~2017年 1月20日	50
第18期計算期間	2017年 1月21日~2018年 1月22日	200
第19期計算期間	2018年 1月23日~2019年 1月21日	40
第20期計算期間	2019年 1月22日~2020年 1月20日	270
第21期計算期間	2020年 1月21日~2021年 1月20日	160
第22期計算期間	2021年 1月21日~2022年 1月20日	220
第23期計算期間	2022年 1月21日~2023年 1月20日	250
第24期計算期間	2023年 1月21日~2024年 1月22日	360
第25期計算期間	2024年 1月23日~2025年 1月20日	380

【収益率の推移】

明治安田欧州株式ファンド

期	計算期間	収益率(%)
第16期計算期間	2015年 1月21日~2016年 1月20日	7.25
第17期計算期間	2016年 1月21日 ~ 2017年 1月20日	2.48
第18期計算期間	2017年 1月21日 ~ 2018年 1月22日	27.18
第19期計算期間	2018年 1月23日~2019年 1月21日	17.55
第20期計算期間	2019年 1月22日~2020年 1月20日	15.73
第21期計算期間	2020年 1月21日 ~ 2021年 1月20日	2.69
第22期計算期間	2021年 1月21日 ~ 2022年 1月20日	19.44
第23期計算期間	2022年 1月21日 ~ 2023年 1月20日	1.48
第24期計算期間	2023年 1月21日 ~ 2024年 1月22日	19.85
第25期計算期間	2024年 1月23日 ~ 2025年 1月20日	10.87
第26期中間計算期間	2025年 1月21日 ~ 2025年 7月20日	14.94

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

明治安田欧州株式ファンド

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第16期計算期間	2015年 1月21日~2016年 1月20日	191,172,078	442,199,981
第17期計算期間	2016年 1月21日~2017年 1月20日	63,612,457	111,919,858

第18期計算期間	2017年 1月21日~2018年 1月22日	180,471,549	124,950,539
第19期計算期間	2018年 1月23日~2019年 1月21日	68,517,455	112,523,808
第20期計算期間	2019年 1月22日~2020年 1月20日	71,590,371	118,562,908
第21期計算期間	2020年 1月21日~2021年 1月20日	157,577,109	164,999,159
第22期計算期間	2021年 1月21日~2022年 1月20日	285,603,000	209,309,973
第23期計算期間	2022年 1月21日~2023年 1月20日	102,680,420	145,109,622
第24期計算期間	2023年 1月21日~2024年 1月22日	153,095,952	152,987,677
第25期計算期間	2024年 1月23日~2025年 1月20日	126,297,520	105,365,237
第26期中間計算期間	2025年 1月21日~2025年 7月20日	184,238,306	86,553,438

(参考)

(1)投資状況

明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	イギリス	483,990,757	19.61
	ドイツ	372,544,672	15.10
	フランス	357,278,078	14.48
	スイス	316,779,740	12.84
	スウェーデン	143,743,903	5.83
	スペイン	140,393,418	5.69
	オランダ	136,703,401	5.54
	イタリア	116,208,687	4.71
	デンマーク	66,972,267	2.71
	フィンランド	60,998,975	2.47
	ノルウェー	40,850,629	1.66
	ベルギー	34,291,484	1.39
	ポルトガル	20,188,148	0.82
	アイルランド	18,175,450	0.74
	オーストリア	15,164,265	0.61
	小計	2,324,283,874	94.19
投資証券	イギリス	21,196,662	0.86
	フランス	18,508,890	0.75
	小計	39,705,552	1.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		103,680,373	4.20
合計(純資産総額)	'	2,467,669,799	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	ドイツ	92,426,975	3.74

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

明治安田欧州株式マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ドイツ	株式	SAP SE	ソフト ウェア・ サービス	1,329	43,942.51	58,399,599	43,199.75	57,412,468	2.33
2	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	525	125,436.36	65,854,092	107,145.62	56,251,453	2.28
3	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	2,209	21,564.17	47,635,253	22,757.99	50,272,403	2.04
4	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	2,623	16,432.15	43,101,539	17,447.57	45,764,982	1.85
5	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	958	49,182.61	47,116,947	47,667.75	45,665,706	1.85
6	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	24,537	1,626.98	39,921,321	1,832.83	44,972,194	1.82
7	イギリス	株式	SHELL PLC	エネルギー	7,943	5,365.88	42,621,203	5,302.54	42,118,112	1.71
8	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	3,203	13,707.23	43,904,267	13,117.81	42,016,354	1.70

			_						由山青(内国技算	
9	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	976	34,488.08	33,660,371	39,093.21	38,154,975	1.55
10	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	4,314	13,007.96	56,116,367	7,436.00	32,078,904	1.30
11	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	499	53,364.49	26,628,884	59,011.20	29,446,589	1.19
12	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用 品・パー ソナル用 品	3,287	9,092.90	29,888,376	8,823.71	29,003,566	1.18
13	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	耐久消費 財・アパ レル	342	116,743.48	39,926,271	82,088.06	28,074,117	1.14
14	フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	669	43,725.66	29,252,467	40,843.40	27,324,235	1.11
15	ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG- REG	電気通信サービス	4,733	5,035.41	23,832,631	5,434.97	25,723,725	1.04
16	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	18,802	1,087.67	20,450,513	1,313.75	24,701,136	1.00
17	フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネル ギー	2,757	9,775.43	26,950,881	8,928.51	24,615,923	1.00
18	フランス	株式	SAFRAN SA	資本財	498	40,090.66	19,965,151	47,946.60	23,877,407	0.97
19	フランス	株式	AIRBUS SE	資本財	735	30,182.67	22,184,267	30,540.34	22,447,154	0.91
20	イタリア	株式	UNICREDIT SPA	銀行	1,999	7,302.97	14,598,652	10,955.32	21,899,685	0.89
21	イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	資本財	10,800	1,595.31	17,229,411	1,955.54	21,119,923	0.86
22	フランス	株式	AIR LIQUIDE SA	素材	693	27,695.64	19,193,085	29,765.13	20,627,242	0.84
23	スイス	株式	TEMENOS AG - REG	ソフト ウェア・ サービス	1,519	10,751.27	16,331,185	13,468.52	20,458,693	0.83
24	スウェー デン	株式	EVOLUTION AB	消費者 サービス	1,517	12,365.18	18,757,989	13,440.28	20,388,917	0.83
25	ポルトガ ル	株式	GALP ENERGIA SGPS SA- B SHRS	エネル ギー	7,023	2,522.13	17,712,983	2,874.57	20,188,148	0.82
26	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	1,464	10,704.31	15,671,120	13,501.20	19,765,760	0.80
27	スウェー デン	株式	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	メディ ア・娯楽	202	93,044.87	18,795,065	97,173.71	19,629,090	0.80
28	フィンラ ンド	株式	WARTSILA OYJ	資本財	4,726	3,030.81	14,323,620	4,106.53	19,407,496	0.79
29	ドイツ	株式	SIEMENS ENERGY AG	資本財	1,092	9,491.99	10,365,256	17,416.50	19,018,818	0.77
30	フランス	株式	SANOFI	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ	1,302	16,731.79	21,784,794	14,602.53	19,012,507	0.77
	'									

口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.50
		素材	5.48
		資本財	13.77
		商業・専門サービス	2.01
		運輸	2.01
		自動車・自動車部品	1.27
		耐久消費財・アパレル	1.72
		消費者サービス	3.00
		メディア・娯楽	2.14
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.69
		生活必需品流通・小売り	1.36
		食品・飲料・タバコ	5.20
		家庭用品・パーソナル用品	2.19
		ヘルスケア機器・サービス	1.33
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.41
		銀行	13.94
		金融サービス	3.36
		保険	4.57
		ソフトウェア・サービス	3.16
		電気通信サービス	2.80
		公益事業	4.39
		半導体・半導体製造装置	2.90
投資証券			1.61
合計			95.80

投資不動産物件

明治安田欧州株式マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

明治安田欧州株式マザーファンド

明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

									13100		<u> </u>
資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建/	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指 数先物 取引		ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所		買建	10	ユーロ	535,590.2	91,452,027	541,300	92,426,975	3.74

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

参考情報

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして 算出しています。

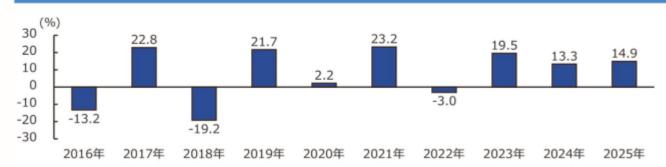
主要な資産の状況

組入上位 10 銘柄(マザーファンド)

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1	SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	2.33
2	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	2.28
3	ASTRAZENECA PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.04
4	NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.85
5	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.85
6	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	銀行	1.82
7	SHELL PLC	イギリス	エネルギー	1.71
8	NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	1.70
9	SIEMENS AG-REG	ドイツ	資本財	1.55
10	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.30

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
- ※2025年は7月末までの収益率を表示しています。
- ※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
- ※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込受付

申込期間中における取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

ロンドンの証券取引所が休業日の場合は、申込の受付を行いません(この場合、収益分配金の再投資 にかかる追加申込に限ってこれを受付けるものとします。)。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

(2)申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資に関する契約(以下、「別に定める契約」といいます。)および「定時定額購入取引」等を締結した場合は、当該契約に規定する単位でのお申込になります。

(3)申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額) に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額)を、販売会社が指定 する期日までに支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号: 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

受益者が、自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の 基準価額とします。

(4)申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、手数料はかかりません。詳しくは販売会社へお問合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。 したがって、 保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知が

あった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受 託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替 機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。 前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金(解約)手続等】

換金には、解約請求および買取請求の方法があります。解約および買取にかかる手数料はありません。な お、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとなります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

(1)解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

(2)解約受付

一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行わ れ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分としま す。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付 時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

ただし、ロンドンの証券取引所の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとしま す。

(3)解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

(4)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号: 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

(5)信託財産留保額

ありません。

(6)解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

(7)解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取 消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以 前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基 準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこ の信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の 抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記 載または記録が行われます。

EDINET提出書類

明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別 に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意くだ さい。

買取請求については、販売会社へお問合わせください。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがって ください。

前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日 の前日とします。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により 円換算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計 算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号: 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。

信託約款の規定により償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年1月21日から翌年1月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1.信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることが出来ます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。この場合、委

託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業 を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により委託会社の事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

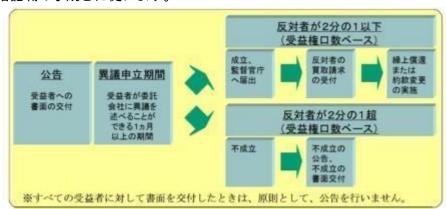
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする 旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述

べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. 第2および 第3段落記載の手続きに従います。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会 社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

運用状況に係る情報の提供

決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

公告

- 1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
- 2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託 契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所 定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にか かる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または 記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)の収益分配金は、原則として税控 除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日 までに)から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに)から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、 その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金(解約)請求する権利を有します。

(4)帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧また は謄写を請求することができます。

(5)反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間(2024年1月23日から2025年1月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】 【明治安田欧州株式ファンド】 (1)【貸借対照表】

	第24期 2024年 1月22日現在	第25期 2025年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,045,715	21,053,565
親投資信託受益証券	539,980,904	627,078,093
未収利息	<u> </u>	118
流動資産合計	559,026,619	648,131,776
資産合計	559,026,619	648,131,776
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,871,569	12,270,972
未払解約金	618,311	29,348
未払受託者報酬	303,719	350,855
未払委託者報酬	4,859,483	4,756,045
未払利息	53	-
その他未払費用	30,321	35,025
流動負債合計	16,683,456	17,442,245
負債合計	16,683,456	17,442,245
純資産の部		
元本等		
元本	301,988,044	322,920,327
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	240,355,119	307,769,204
(分配準備積立金)	81,437,432	85,415,337
元本等合計	542,343,163	630,689,531
純資産合計	542,343,163	630,689,531
負債純資産合計	559,026,619	648,131,776

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第24期 自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日	第25期 自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日
営業収益		
受取利息	4	8,222
有価証券売買等損益	102,548,752	66,237,189
営業収益合計	102,548,756	66,245,411
営業費用		
支払利息	4,609	609
受託者報酬	572,317	691,612
委託者報酬	9,156,984	10,208,178
その他費用	59,087	69,038
営業費用合計	9,792,997	10,969,437
営業利益又は営業損失()	92,755,759	55,275,974
経常利益又は経常損失()	92,755,759	55,275,974
当期純利益又は当期純損失()	92,755,759	55,275,974
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	20,590,873	16,012,409
期首剰余金又は期首欠損金()	159,554,413	240,355,119
剰余金増加額又は欠損金減少額	104,290,853	128,510,405
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	104,290,853	128,510,405
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,783,464	88,088,913
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	84,783,464	88,088,913
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	-
分配金	10,871,569	12,270,972
期末剰余金又は期末欠損金()	240,355,119	307,769,204

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準	
	約定日基準で計上しております。	
3 . その他	当ファンドの計算期間は2024年 1月23日から2025年 1月20日までとなっておりま	
	उ .	

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	第24期 2024年 1月22日現在			第25期 2025年 1月20日現在	
1 .	計算期間の末日における受益権 の総数	301,988,044□	1.	計算期間の末日における受益権 の総数	322,920,327□
2 .	1口当たり純資産額	1.7959円	2.	1口当たり純資産額	1.9531円
	(10,000口当たり純資産額)	(17,959円)		(10,000口当たり純資産額)	(19,531円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期			第25期		
自 2023年 1月21日			自 2024年 1月23日		
至 2024年 1月22日]		至 2025年 1月20日		
1 .信託財産の運用の指図に係る権限	の全部又は一部を委	1	.信託財産の運用の指図に係る権限の	全部又は一部を委	
託するために要する費用			託するために要する費用		
当ファンドが投資する親投資信託	受益証券の純資産総		当ファンドが投資する親投資信託受	受益証券の純資産総	
額に対して以下の率を乗じて得た	金額		額に対して以下の率を乗じて得た金	全額	
	(明治安田欧州株式マ		((明治安田欧州株式マ	
	ザーファンド)			ザーファンド)	
	100億円以下の部分			100億円以下の部分	
	年率0.5%			年率0.5%	
	100億円超の部分			100億円超の部分	
年率0.45%				年率0.45%	
			上記、信託財産の運用の指図に係る	5権限の全部又は一	
			部を委託するために要する費用につ	いては投資約款の	
			変更により、2024年10月1日より発生	生いたしません。	
2 .分配金の計算過程		2	.分配金の計算過程		
A 費用控除後の配当等収益額	11,218,965円	Α	費用控除後の配当等収益額	12,797,217円	
B 費用控除後・繰越欠損金補填後	60,945,921円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	26,466,348円	
の有価証券等損益額			の有価証券等損益額		
C 収益調整金額	221,696,452円	С	収益調整金額	266,331,990円	
D 分配準備積立金額	20,144,115円	D	分配準備積立金額	58,422,744円	
E 当ファンドの分配対象収益額	314,005,453円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	364,018,299円	
F 当ファンドの期末残存口数	301,988,044□	F	当ファンドの期末残存口数	322,920,327□	
G 10,000口当たり収益分配対象額	10,397円	G	10,000口当たり収益分配対象額	11,272円	
H 10,000口当たり分配金額	360円	Н	10,000口当たり分配金額	380円	

I 収益分配金金額 10,871,569円 I 収益分配金金額 12,270,972円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	77 - JUD	77 HD
	第24期	第25期
	自 2023年 1月21日	自 2024年 1月23日
	至 2024年 1月22日	至 2025年 1月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第3条第4項に定める証券が	同左
	関する法律第2条第4項に定める証券投資	
	信託であり、信託約款に規定する「運用	
	の基本方針」に従い、有価証券等の金融	
	商品に対して投資として運用することを	
	目的としております。	
	当ファンドが運用する主な有価証券等	同左
るリスク	は、「重要な会計方針に係る事項に関す	
	る注記」の「運用資産の評価基準及び評価を対象を表現した。	
	価方法」に記載の有価証券等であり、全	
	て売買目的で保有しております。	
	当ファンドが保有する有価証券の詳細は	
	「(有価証券に関する注記)」の「売買	
	目的有価証券」に記載しております。こ	
	れらは価格変動リスク、為替変動リスク	
	などの市場リスク、信用リスク、及び流	
	動性リスクに晒されております。	
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立し	同左
	たリスク管理に関する委員会を設け投資	
	リスクの管理を行っております。信託約	
	款の遵守状況、市場リスク、信用リスク	
	および流動性リスク等モニターしてお	
	り、ガイドラインに沿った運用を行って	
	いるかにつき定期的なフォロー及び	
	チェックを実施しております。	
	市場リスクについてはファンド運用状況	
	の継続モニタリングを実施し、各種委員	
	会においてパフォーマンス動向や業種配	
	分等のポートフォリオ特性分析などファ	
	ンドの運用状況を報告します。	
	信用リスクについては格付けその他発行	
	体等に関する情報を収集、分析のうえ	
	ファンドの商品特性に照らして組入れ銘	
	柄の信用リスク管理をしております。	
	また、流動性リスクについては市場流動	
	性の状況を把握し流動性リスクを管理し	
	ております。	
4.金融商品の時価等に関する事項の	金融商品の時価の算定においては一定の	同左
補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる	
	前提条件等によった場合、当該価額が異	
	なることもあります。	

2.金融商品の時価等に関する事項

第24期	第25期
2024年 1月22日現在	2025年 1月20日現在

1.貸借対照表計上額、	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照	同左
	表計上額と時価との差額はありません。	
2 . 時価の算定方法	有価証券	有価証券
	売買目的有価証券	売買目的有価証券
	「重要な会計方針に係る事項に関する注	同左
	記」に記載しております。	
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債
	務	務
	これらの科目は短期間で決済されるた	同左
	め、帳簿価額は時価と近似していること	
	から、当該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第24期 自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日	第25期 自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	82,385,942	53,945,029	
合計	82,385,942	53,945,029	

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期	第25期
自 2023年 1月21日	自 2024年 1月23日
至 2024年 1月22日	至 2025年 1月20日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

第24期	第25期
自 2023年 1月21日	自 2024年 1月23日
至 2024年 1月22日	至 2025年 1月20日
 301,879,769円	301,988,044円

EDINET提出書類

明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

期中追加設定元本額 153,095,952円 126,297,520円 期中一部解約元本額 152,987,677円 105,365,237円

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	明治安田欧州株式マザーファンド	160,558,709	627,078,093	
	合計	160,558,709	627,078,093	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「明治安田欧州株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田欧州株式マザーファンド

貸借対照表

	2025年 1月20日現在
資産の部	
流動資産	
預金	25,716,189
コール・ローン	13,973,767
株式	2,040,502,871
投資証券	36,449,278
派生商品評価勘定	2,078,604
未収配当金	947,843
未収利息	78
差入委託証拠金	30,928,474
流動資産合計	2,150,597,104

2,150,597,104
850,000
850,000
850,000
550,420,816
1,599,326,288
2,149,747,104
2,149,747,104
2,150,597,104

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法

(1)株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって は、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準 ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価し ております。

(2)投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって |は、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準 ずる価額)、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公 表する基準価額に基づいて評価しております。

(3) 先物取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原 |則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最| 終相場に基づいて評価しております。

(4)為替予約取引

個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で 評価しております。

算基準

2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算 日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

> なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基 **づいております。**

3.費用・収益の計上基準

(1)受取配当金の計上基準

外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金 額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上し ております。

外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日におい て、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金 |時に計上しております。

(2)有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(3)派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(4) 為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2025年 1月20日現在

1. 元本の移動

期首 2024年 1月23日

期首元本額 689,251,013円

期末元本額 550,420,816円

期中追加設定元本額 70,572,169円

期中一部解約元本額 209,402,366円

元本の内訳

		有侧趾分曲山青 (内国仅具后式
	明治安田欧州株式ファンド	160,558,709円
	明治安田ライフプランファンド20	9,301,541円
	明治安田ライフプランファンド 5 0	58,809,006円
	明治安田ライフプランファンド70	73,012,293円
	フコク株 2 5 大河	20,949,870円
	フコク株 5 0 大河	56,114,698円
	フコク株 7 5 大河	87,783,954円
	資産形成ファンド	73,014,269円
	明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	6,970,827円
	明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	471,798円
	明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	889,645円
	明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,544,206円
2 .	1口当たり純資産額	3.9056円
	(10,000口当たり純資産額)	(39,056円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通 貨	銘 柄	株式数	評価額		備考
		1小工/女人	単価	金額	佣写
米ドル	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	172	485.53	83,511.16	
米ドル 小計		172		83,511.16	
				(13,034,421)	

明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ユーロ	TOTALENERGIES SE	2,748	57.47	157,927.56	
	AIR LIQUIDE SA	688	161.50	111,112.00	
	ARKEMA	1,179	74.95	88,366.05	
	EVONIK INDUSTRIES AG	5,094	17.33	88,279.02	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	773	129.55	100,142.15	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,765	48.20	85,073.00	
	AIRBUS SE	651	160.78	104,667.78	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	1,068	86.58	92,467.44	
	DASSAULT AVIATION SA	486	203.80	99,046.80	
	EIFFAGE	1,039	86.04	89,395.56	
	GEA GROUP AG	1,840	48.92	90,012.80	
	PRYSMIAN SPA	1,440	68.62	98,812.80	
	RATIONAL AG	68	829.50	56,406.00	
	RHEINMETALL AG	149	694.40	103,465.60	
	SAFRAN SA	445	227.40	101,193.00	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	668	258.95	172,978.60	
	SIEMENS AG-REG	927	200.85	186,187.95	
	VINCI SA	878	102.60	90,082.80	
	WARTSILA OYJ	5,141	17.92	92,152.42	
	WOLTERS KLUWER	458	171.30	78,455.40	
	AENA SME SA	475	200.20	95,095.00	
	INPOST SA	5,084	16.17	82,208.28	
	CONTINENTAL AG	1,057	67.34	71,178.38	
	FERRARI NV	213	424.30	90,375.90	
	MICHELIN (CGDE)	2,469	32.91	81,254.79	
	HERMES INTERNATIONAL	41	2,490.00	102,090.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	341	690.10	235,324.10	
	AMADEUS IT GROUP SA	1,216	67.66	82,274.56	
	LA FRANCAISE DES JEUX SACA	2,328	35.20	81,945.60	
	SODEXO	1,143	69.30	79,209.90	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	1,006	90.15	90,690.90	
	INDITEX	1,766	49.38	87,205.08	
	ZALANDO SE	2,717	32.03	87,025.51	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	2,294	33.95	77,881.30	
	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	1,113	83.26	92,668.38	
	ORION OYJ-CLASS B	1,898	49.37	93,704.26	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	1,677	54.90	92,067.30	
	SANOFI	1,500	98.19	147,285.00	

ABN AMRO BANK NV-CVA	3,434		54,566.26	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	9,493	10.33		
BANCO BPM SPA	8,118	8.32	,	
BANCO SANTANDER SA	5,522	4.79		
BNP PARIBAS	1,453	62.24		
CATXABANK	13,575	5.55		
CREDIT AGRICOLE SA	6,557	13.98		
ERSTE GROUP BANK AG	1,115	60.64		
ING GROEP NV-CVA	2,705	15.88		
INTESA SANPAOLO	24,404	4.14	101,130.17	
UNICREDIT SPA	2,605	42.46	110,621.32	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	5,514	18.51	102,097.22	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	1,316	65.95	86,790.20	
ALLIANZ SE-REG	476	305.80	145,560.80	
AXA SA	2,647	35.36	93,597.92	
HANNOVER RUECK SE	347	254.40	88,276.80	
NN GROUP NV	617	43.49	26,833.33	
SAP SE	1,292	256.85	331,850.20	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	4,717	30.31	142,972.27	
KONINKLIJKE KPN NV	25,033	3.56	89,267.67	
TELEFONICA SA	9,987	3.97	39,648.39	
EDP SA	5,887	3.14	18,538.16	
FORTUM OYJ	6,461	13.64	88,160.34	
IBERDROLA SA	6,757	13.30	89,868.10	
IBERDROLA SA - RTS	6,757	0.22	1,543.97	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	11,604	7.86	91,300.27	
ASM INTERNATIONAL NV	171	622.20	106,396.20	
ASML HOLDING NV	522	739.10	385,810.20	
ユーロ 小計	224,929		6,610,819.25	
- H .7.01			(1,061,102,597)	

			P	亨 伽訨秀届出書(内国投	以口口
イギリスポンド	SHELL PLC	8,249	27.20	224,414.04	
	ENDEAVOUR MINING PLC	4,411	15.27	67,355.97	
	GLENCORE PLC	2,375	3.80	9,028.56	
	RIO TINTO PLC	1,474	50.41	74,304.34	
	BAE SYSTEMS PLC	3,137	12.22	38,349.82	
	BUNZL PLC	2,164	34.38	74,398.32	
	INTERTEK GROUP PLC	728	49.38	35,948.64	
	COMPASS GROUP PLC	2,731	26.75	73,054.25	
	INFORMA PLC	7,678	8.28	63,589.19	
	NEXT PLC	786	93.54	73,522.44	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	19,206	3.34	64,244.07	
	TESCO PLC	21,770	3.64	79,373.42	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	3,612	20.12	72,673.44	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,521	29.62	45,052.02	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	2,811	28.00	78,708.00	
	IMPERIAL BRANDS PLC	2,984	26.02	77,643.68	
	UNILEVER PLC	3,277	45.87	150,315.99	
	ASTRAZENECA PLC	1,981	109.38	216,681.78	
	GSK PLC	5,506	13.59	74,826.54	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	3,980	20.86	83,022.80	
	HSBC HOLDINGS PLC	24,459	8.22	201,224.19	
	NATWEST GROUP PLC	19,034	4.14	78,857.86	
	31 GROUP PLC	2,067	37.46	77,429.82	
	CENTRICA PLC	54,454	1.35	74,030.21	
	NATIONAL GRID PLC	7,581	9.63	73,020.19	
	SSE PLC	4,079	15.95	65,080.44	
	イギリスポンド 小計	212,055		2,246,150.02	
	コイソスかン に 小計			(427,150,349)	

					只口口
スイスフラン	GIVAUDAN-REG	5	3,930.00	19,650.00	
	HOLCIM LTD	956	87.22	83,382.32	
	ABB LTD-REG	1,637	50.70	82,995.90	
	GEBERIT AG-REG	159	505.80	80,422.20	
	SGS SA-REG	898	85.30	76,599.40	
	AVOLTA AG	2,272	39.16	88,971.52	
	NESTLE SA-REG	3,193	74.20	236,920.60	
	BACHEM HOLDING AG	1,190	56.10	66,759.00	
	NOVARTIS AG-REG	2,601	89.32	232,321.32	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	902	265.40	239,390.80	
	UBS GROUP AG-REG	4,507	31.13	140,302.91	
	SWISS RE AG	659	135.85	89,525.15	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	97	539.40	52,321.80	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,122	79.70	89,423.40	
	BKW AG	559	157.50	88,042.50	
- (20,757		1,667,028.82	
	スイスフラン 小計			(284,545,149)	
1	ALFA LAVAL AB	305	478.40	145,912.00	
ローナ	EVOLUTION AB	1,180	832.60	982,468.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	3,376	300.30	1,013,812.80	
	GETINGE AB-B SHS	2,803	192.70	540,138.10	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	6,558	160.45	1,052,231.10	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	8,602	121.35	1,043,852.70	
	SWEDBANK AB - A SHARES	4,763	232.50	1,107,397.50	
	INVESTOR AB-B SHS	3,397	312.90	1,062,921.30	
	ERICSSON LM-B SHS	5,260	95.30	501,278.00	
	TELE2 AB-B SHS	9,237	112.20	1,036,391.40	
		45,481		8,486,402.90	
	スワエーテングローブ 小司			(118,555,048)	
ノルウェーク	AKER BP ASA	4,206	256.50	1,078,839.00	
ローネ	EQUINOR ASA	3,967	285.60	1,132,975.20	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	631	1,255.00	791,905.00	
	ノルウェークローネ 小計	8,804		3,003,719.20	
	////エ /ロ			(41,060,841)	
デンマークク	ROCKWOOL A/S-B SHS	256	2,554.00	653,824.00	
ローネ	GENMAB A/S	440	1,509.50	664,180.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	4,173	575.60	2,401,978.80	
	DANSKE BANK A/S	3,307	211.40	699,099.80	

デンマーククローネ 小計	8,176	4,419,082.60	
3 2 4 - 9 9 L - A 11 H		(95,054,466)	
合 計	520,374	2,040,502,871	
		(2,040,502,871)	

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	投資証券	KLEPIERRE	3,188	90,730.48	
ユーロ合計	<u> </u>		3,188	90,730.48	
<u> </u>				(14,563,149)	
	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	12,457	71,254.04	
ポンド		SEGRO PLC	6,110	43,833.14	
イギリスホ			18,567	115,087.18	
1 キリスか	ントロ司			(21,886,129)	
	合計			36,449,278	
		口印		(36,449,278)	

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式	1銘柄	0.6%		0.6%
ユーロ	株式	66銘柄	49.4%		51.0%
	投資証券	1銘柄		0.7%	0.7%
イギリスポンド	株式	26銘柄	19.9%		20.6%
	投資証券	2銘柄		1.0%	1.1%
スイスフラン	株式	15銘柄	13.2%		13.7%
スウェーデンクローナ	株式	10銘柄	5.5%		5.7%
ノルウェークローネ	株式	3銘柄	1.9%		2.0%
デンマーククローネ	株式	4銘柄	4.4%		4.6%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2025年 1月20日現在)

(単位:円)

区八	4手米百	契約額等		時価	評価損益
区分 種類		突約領守	うち1年超	1441開	計画技施
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	55,931,315	-	58,009,919	2,078,604
	合計	55,931,315	-	58,009,919	2,078,604

(注)時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

*上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に 基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期中間計算期間(2025年1月21日から2025年7月20日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【明治安田欧州株式ファンド】 (1)【中間貸借対照表】

		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	第25期計算期間末 2025年 1月20日現在	第26期中間計算期間末 2025年 7月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,053,565	11,583,682
親投資信託受益証券	627,078,093	939,507,785
未収利息	118	143
流動資産合計	648,131,776	951,091,610
資産合計	648,131,776	951,091,610
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,270,972	-
未払解約金	29,348	1,440,657
未払受託者報酬	350,855	417,117
未払委託者報酬	4,756,045	5,005,270
その他未払費用	35,025	41,653
流動負債合計	17,442,245	6,904,697
負債合計	17,442,245	6,904,697
純資産の部		
元本等		
元本	322,920,327	420,605,195
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	307,769,204	523,581,718
(分配準備積立金)	85,415,337	67,919,802
元本等合計	630,689,531	944,186,913
純資産合計	630,689,531	944,186,913
負債純資産合計	648,131,776	951,091,610

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(十四・11)
	第25期中間計算期間 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	第26期中間計算期間 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日
受取利息	1,320	16,705
有価証券売買等損益	97,487,269	118,919,692
営業収益合計	97,488,589	118,936,397
営業費用		
支払利息	609	
受託者報酬	340,757	417,117
委託者報酬	5,452,133	5,005,270
その他費用	34,013	41,653
営業費用合計	5,827,512	5,464,040
営業利益又は営業損失( )	91,661,077	113,472,357
経常利益又は経常損失( )	91,661,077	113,472,357
中間純利益又は中間純損失( )	91,661,077	113,472,357
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	10,422,108	9,293,847
期首剰余金又は期首欠損金()	240,355,119	307,769,204
剰余金増加額又は欠損金減少額	91,593,813	195,567,576
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	91,593,813	195,567,576
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,874,157	83,933,572
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	45,874,157	83,933,572
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	367,313,744	523,581,718
·		

## (3)【中間注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準	
	約定日基準で計上しております。	
3 .その他	当中間計算期間は、2025年 1月21日から2025年 7月20日までとなっております。	

## (中間貸借対照表に関する注記)

	第25期計算期間末			第26期中間計算期間末	
2025年 1月20日現在		2025年 7月20日現在			
1 .	計算期間の末日における受益権 の総数	322,920,327□	1.	中間計算期間の末日における受 益権の総数	420,605,195□
2 .	1口当たり純資産額	1.9531円	2 .	1口当たり純資産額	2.2448円
	(10,000口当たり純資産額)	(19,531円)		(10,000口当たり純資産額)	(22,448円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25期中間計算期間	第26期中間計算期間	
自 2024年 1月23日	自 2025年 1月21日	
至 2024年 7月22日	至 2025年 7月20日	
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委	
託するために要する費用	託するために要する費用	
当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総	該当事項はありません。	
額に対して以下の率を乗じて得た金額		
(明治安田欧州株式マ		
ザーファンド)		
100億円以下の部分		
年率0.5%		
100億円超の部分		
年率0.45%		

## (金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

第25期計算期間末 2025年 1月20日現在	第26期中間計算期間末 2025年 7月20日現在
貸借対照表上の金融商品は原則としてす べて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。	同左
	務

これらの科目は短期間で決済されるた
め、帳簿価額は時価と近似していること
から、当該帳簿価額を時価としておりま
す。

同左

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(その他の注記) 元本の移動

	第25期計算期間	第26期中間計算期間	
	自 2024年 1月23日	自 2025年 1月21日	
	至 2025年 1月20日	至 2025年 7月20日	
期首元本額	301,988,044円	322,920,327円	
期中追加設定元本額	126,297,520円	184,238,306円	
期中一部解約元本額	105.365.237円	86.553.438円	

## (参考)

当ファンドは「明治安田欧州株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田欧州株式マザーファンド

## 貸借対照表

	(単位:円)
	2025年 7月20日現在
資産の部	
流動資産	
預金	32,652,998
コール・ローン	36,592,582
株式	2,336,665,688
投資証券	39,522,536
派生商品評価勘定	736,949
未収配当金	1,205,191
未収利息	454
差入委託証拠金	35,166,397
流動資産合計	2,482,542,795
資産合計	2,482,542,795
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	19,007
未払解約金	30,000
流動負債合計	49,007
負債合計	49,007
純資産の部	
元本等	
元本	547,988,042
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,934,505,746
元本等合計	2,482,493,788
純資産合計	2,482,493,788
負債純資産合計	2,482,542,795

#### 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 運用資産の評価基準及び評価方法

#### (1)株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって は、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準 ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価し ております。

#### (2)投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって |は、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準 ずる価額)、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公 表する基準価額に基づいて評価しております。

#### (3) 先物取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原 則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最 終相場に基づいて評価しております。

#### (4)為替予約取引

個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で 評価しております。

# 算基準

2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算 日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

> なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基 **づいております。**

#### 3.費用・収益の計上基準

#### (1)受取配当金の計上基準

外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金 額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上し ております。

外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日におい て、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金 |時に計上しております。

(2)有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(3)派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(4) 為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

#### (その他の注記)

#### 2025年 7月20日現在 1. 元本の移動 期首 2025年 1月21日 期首元本額 550,420,816円 期末元本額 547,988,042円 期中追加設定元本額 75,286,959円 期中一部解約元本額 77,719,733円 元本の内訳 明治安田欧州株式ファンド 207,387,706円 明治安田ライフプランファンド20 8,224,725円

		日间证为旧山首(内巴汉县后心
	明治安田ライフプランファンド50	53,063,427円
	明治安田ライフプランファンド70	66,961,517円
	フコク株 2 5 大河	17,741,570円
	フコク株50大河	50,222,784円
	フコク株75大河	81,894,893円
	資産形成ファンド	52,071,924円
	明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	6,706,230円
	明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	431,892円
	明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	847,607円
	明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,433,767円
2 .	1口当たり純資産額	4.5302円
	(10,000口当たり純資産額)	(45,302円)

(注)*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2【ファンドの現況】

(2025年7月31日現在)

## 【純資産額計算書】

明治安田欧州株式ファンド

資産総額	944,140,279円
負債総額	2,051,301円
純資産総額( - )	942,088,978円
発行済口数	421,814,059□
1口当たり純資産額( / )	2.2334円
(1万口当たり純資産額)	(22,334円)

## (参考)

## 純資産額計算書

明治安田欧州株式マザーファンド

資産総額	2,559,118,377円
負債総額	91,448,578円
純資産総額( - )	2,467,669,799円
発行済口数	547,277,949□
1口当たり純資産額( / )	4.5090円
(1万口当たり純資産額)	(45,090円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合 または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その 他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受 益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託 会社および受託会社に対抗することができません。

## (5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

#### (6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法 その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### (7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

# (1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額: 10億円

会社が発行する株式総数: 33,220株

発行済株式総数: 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移> 該当事項はありません。

# (2)委託会社の機構

#### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

#### 投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部(プロダクト管理グループ)が中心となって行います。
- 4. プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門 にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類		本数	純資産総額
<del>此</del> 式切容/€€1	追加型	150 本	1,749,651,796,715 円
株式投資信託	単位型	22 本	406,853,634,574 円
公社債投資信託	単位型	17 本	25,261,896,399 円
合計		189 本	2,181,767,327,688 円

# 3【委託会社等の経理状況】

# 1.財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

# 2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 ( 2025年3月31日 )
 資産の部	(2024+3/3111)	(2020年3月31日)
流動資産		
現金・預金	8,955,345	9,552,621
前払費用	173,318	234,646
未収委託者報酬	1,835,703	1,826,296
未収運用受託報酬	431,223	405,189
未収投資助言報酬	9,464	2,915
その他	8,832	4,723
流動資産合計	11,413,886	12,026,392
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 557,378	¹ 507,278
器具備品	¹ 241,461	¹ 163,332
建設仮勘定	-	5,198
有形固定資産合計	798,839	675,809
無形固定資産		
ソフトウェア	241,134	184,197
ソフトウェア仮勘定	2,431	-
無形固定資産合計	243,565	184,197
投資その他の資産		
投資有価証券	3,966	1,913
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	3,658	1,624
前払年金費用	474,192	505,299
繰延税金資産	6,588	-
投資その他の資産合計	788,405	808,836
固定資産合計	1,830,811	1,668,843
資産合計	13,244,698	13,695,236

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 ( 2025年3月31日 )
負債の部		
流動負債		
預り金	1,536,275	2,114,281
未払金	1,152,842	1,123,545
未払手数料	694,754	719,561
その他未払金	458,087	403,984
未払費用	53,232	46,646
未払法人税等	253,325	196,044
未払消費税等	122,386	116,556
賞与引当金	191,394	196,498
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	3,313,856	3,797,972
固定負債		
資産除去債務	229,016	229,506
繰延税金負債	-	28,269
固定負債合計	229,016	257,775
負債合計	3,542,873	4,055,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,012,023	1,949,722
利益剰余金合計	5,104,024	5,124,763
株主資本合計	9,701,848	9,639,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	59
評価・換算差額等合計	23	59
純資産合計	9,701,824	9,639,487
負債・純資産合計	13,244,698	13,695,236

# (2)【損益計算書】

	前事業年度	(単位:千円) 当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	<u> </u>	
委託者報酬	8,393,214	8,777,428
受入手数料	40,555	45,394
運用受託報酬	2,510,105	2,378,824
投資助言報酬	59,261	21,832
その他収益	12,000	12,000
営業収益合計	11,015,136	11,235,478
営業費用		
支払手数料	2,517,590	2,660,380
広告宣伝費	41,242	36,916
公告費	1,000	450
調査費	2,550,720	2,547,977
調査費	1,131,594	1,225,558
委託調査費	1,419,125	1,322,418
委託計算費	484,829	494,351
営業雑経費	136,903	121,497
通信費	17,625	15,212
印刷費	100,775	86,900
協会費	10,503	11,119
諸会費	7,999	8,26
営業雑費	0	(
営業費用合計	5,732,285	5,861,573
一般管理費		3,001,010
給料	2,200,486	2,198,223
役員報酬 2000年	93,407	102,855
給料・手当	1,645,768	1,587,532
賞与	429,004	475,077
その他報酬給与	32,306	32,758
賞与引当金繰入	191,394	157,354
法定福利費	347,614	354,122
福利厚生費	41,992	35,350
交際費	2,434	3,048
寄付金	23,204	39,333
旅費交通費	20,599	18,859
租税公課	77,990	77,795
不動産賃借料	446,030	444,213
退職給付費用	169,112	42,092
固定資産減価償却費	199,671	206,057
事務委託費	514,821	507,633
諸経費	71,350	68,448
一般管理費合計	3,968,479	4,152,535
営業利益	1,314,371	1,221,369

(単位:千円)

	(千四・ココノ
前事業年度	当事業年度
(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
至 2024年3月31日 )	至 2025年3月31日)
98	5,793
41	160
330	128
12,098	¹ 2,155
1,095	1,798
3,663	10,036
-	7
215	173
766	524
2,125	268
3,107	973
1,314,926	1,230,432
-	² 14,968
1,314,926	1,215,464
331,791	329,874
70,102	34,874
401,893	364,748
913,033	850,715
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  98 41 330  1 _{2,098} 1,095 3,663  - 215 766 2,125 3,107 1,314,926 - 1,314,926 331,791 70,102 401,893

# (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

				(	
	株主資本				
	資本金	資本剰余金			
	貝	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783	
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の					
当期変動額 ( 純額 )					
当期変動額合計	-	-	ı		
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783	

	株主資本				
		利益剰余金			
		その他利	益剰余金	利益剰余金	株主資本
	利益準備金	別途積立金	繰越利益	利益制示並 合計	合計
		<b>加</b> 少恨 立 立	剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377
当期変動額					
剰余金の配当			407,562	407,562	407,562
当期純利益			913,033	913,033	913,033
株主資本以外の項目の					
当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	1	505,471	505,471	505,471
当期末残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848

	評価・接		
	その他有価証券	算差額等 評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	395	395	9,195,981
当期変動額			
剰余金の配当			407,562
当期純利益			913,033
株主資本以外の項目の	371	371	371
当期変動額 ( 純額 )	371	371	3/1
当期変動額合計	371	371	505,842
当期末残高	23	23	9,701,824

# 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

				( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	株主資本			
	次十合		資本剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の				
当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	-	1	1	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
		利益剰余金			
		その他利	益剰余金	机乙删全全	株主資本
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		合計
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848
当期変動額					
剰余金の配当			913,016	913,016	913,016
当期純利益			850,715	850,715	850,715
株主資本以外の項目の					
当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	62,300	62,300	62,300
当期末残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	23	23	9,701,824
当期変動額			
剰余金の配当			913,016
当期純利益			850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	36	36	36
当期変動額合計	36	36	62,337
当期末残高	59	59	9,639,487

# [注記事項]

#### (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

#### 2. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年~18年 器具備品 3年~20年

(2)無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
- 4. 重要な収益及び費用の計上基準

投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた 料率を乗じた金額を収益として認識しています。

#### (貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

SIN ENGINEER OF WILLIAM SKILL WILLIAM CONTROL OF THE PROPERTY				
	前事業年度	当事業年度		
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)		
建物	167,991千円	218,091千円		
器具備品	326,602千円	398,589千円		

#### (損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

The state of the s				
	前事業年度	 当事業年度		
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日		
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)		
保険契約返戻金・配当金	2,098千円	2,155千円		

#### 2 減損損失関連費用

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

ソフトウエア	14,968千円	
--------	----------	--

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2025年1月14日の経営会議における一部システムの解約の決議に伴い、当該システム利用に付随する資産については、別途グルーピングを実施しております。

当該資産グループは当該システムの解約が決定したことに伴い、除去が決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。当該資産グループの回収可能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

# 4. 配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

# 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

# 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

# 4. 配当に関する事項

# (1)配当金支払額

•	· / HO — # ~ 10 HX					
	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
	2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

#### (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1年内	476,805	455,285
1年超	158,935	1,965,429
合計	635,740	2,420,715

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で 運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を 省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及 びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略してお ります。

#### 前事業年度 (2024年3月31日)

	1 /		
	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	3,966	3,966	-
(2)長期差入保証金	300,000	270,690	29,309
資産計	303,966	274,656	29,309

#### 当事業年度 (2025年3月31日)

<u> コチ未一次 (2020</u> 十0/10/1	1 <i>)</i>		
	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	1,913	1,913	-
(2)長期差入保証金	300,000	253,900	46,099
資産計	301,913	255,813	46,099

# (注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

#### 前事業年度 (2024年3月31日)

	1 年以内 ( 千円 )	1 年超 5 年以内 ( 千円 )	5 年超 1 0 年以内 (千円)	1 0 年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,008	-
長期差入保証金	-	300,000	-	ı
合計		300,000	3,008	-

#### 当事業年度 (2025年3月31日)

<u> </u>	<del>-</del> /			
	1 年以内 ( 千円 )	1年超 5年以内 (千円)	5 年超 1 0 年以内 (千円)	1 0 年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	970	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	-	-	300,970	-

# 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した

時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

# 前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	3,966	-	3,966
資産計	-	3,966	-	3,966

#### 当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価						
	レベル1	レベル1 レベル2 レベル3 合計					
投資有価証券							
その他の有価証券	-	1,913	-	1,913			
資産計	-	1,913	-	1,913			

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

#### 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

# 前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

				(— ·
区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	270,690	270,690
資産計	-	-	270,690	270,690

# 当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1 レベル2 レベル3 合計			
長期差入保証金	-	-	253,900	253,900
資産計	-	-	253,900	253,900

# (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

# (有価証券関係)

# 1. その他有価証券

前事業年度 (2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
<b>上</b> 刀	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,211	1,000	211
小計	1,211	1,000	211
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの			
株式	=	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,755	3,000	245
小計	2,755	3,000	245
合計	3,966	4,000	33

# 当事業年度(2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
<b>运</b> 力	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,913	2,000	87
小計	1,913	2,000	87
合計	1,913	2,000	87

#### 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

# 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
		(千円)	(千円)	(千円)
Γ	その他(投資信託)	992	-	7

# 3.減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

# (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

### (退職給付関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払 年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

# 2. 簡便法を適用した確定給付制度

# (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

. ) 1212/2 22/3 2 /2.15/2.45 (		) H-3 TE
前払年金費用の期首残高	231,980	千円
退職給付費用	169,112	"
退職給付の支払額	-	<i>II</i>
制度への拠出額	73,100	//
- 前払年金費用の期末残高	474,192	"

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	817,801	千円	
年金資産	1,292,266	"	
	474,465	"	
非積立型制度の退職給付債務	273	"	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"	_
前払年金費用	474,192	"	_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"	

#### (3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

169,112 千円

#### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払 年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	474,192	千円	
退職給付費用	42,092	"	
退職給付の支払額	-	"	
制度への拠出額	73,199	<i>II</i>	
- 前払年金費用の期末残高	505,299	"	_

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	784,075	千円
年金資産	1,289,647	<i>"</i>
	505,572	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"
前払年金費用	505,299	<i>"</i>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"

#### (3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

42,092 千円

#### (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

#### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度	当事業年度		
	(2024年3月31日	(2025年3月31日)		
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	58,605	千円	60,357	千円
未払事業税	18,407	<i>II</i>	12,282	"
資産除去債務	70,124	<i>II</i>	72,340	"
ソフトウェア	88,151	<i>II</i>	72,897	"
未払賃借料	10,592	"	-	"
その他	30,106	<i>II</i>	36,191	"
	275,987	//	254,068	"
評価性引当額	70,124	"	72,340	"
	205,863	<i>II</i>	181,728	"
繰延税金負債				
資産除去費用	54,076	"	50,727	"
前払年金費用	145,197	<i>II</i>	159,270	"
 繰延税金負債合計	199,274	<i>II</i>	209,997	"
_ 繰延税金資産の純額	6,588	<i>II</i>	28,269	"

- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が 法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。
- 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令和5年法律第69号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の30.62%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により繰延税金資産は1,579千円増加、繰延税金負債は5,862千円増加し、法人税等調整額も4,283千円増加しております。

#### (持分法損益等)

該当事項はありません。

#### (企業結合等関係)

該当事項はありません。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

# 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.214%を適用しております。

#### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度		当事業年度		
	(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日		1日
	至 2024年3月3	31日)	至	2025年3月	31日)
	228,527	千円		229,016	<u> </u>
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	<i>"</i>		-	<i>''</i>
時の経過による調整額	489	<i>"</i>		490	<i>''</i>
資産除去債務の履行による減少額	-	<i>"</i>		-	<i>"</i>
期末残高	229,016	//		229,506	"

#### (賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

#### (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### (セグメント情報等)

[セグメント情報] ´ ´ 当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 前事業年度

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,393,214	40,555	2,510,105	59,261	12,000	11,015,136

# 2. 地域ごとの情報

# (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの 営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域 ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はあ りません。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位・千円)

						(+12.111)
	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,777,428	45,394	2,378,824	21,832	12,000	11,235,478

#### 2. 地域ごとの情報

# (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

#### (関連当事者情報)

#### 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

<u>削争耒午/</u>	支 (日 4	023年4月1	<u>口 王 4</u>	<u> </u>						
種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険	東京都 千代田区 丸の内	50,000	生命保険	(被所有) 直接	資 産 運 用	運用 受託 報酬	523,182	未収 運用 受託 報酬	299,061
	相互会社	2-1-1		業	100	販売、及び役員の兼任	支払 手数 料	592,043	未払 手数 料	204,453

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引 の 内容	取引金額(千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内	-	生命保険	(被所有) 直接	資 産 運 用 サービスの 提供、当社 投信商品の	運用 受託 報酬	503,648	未収 運用 受託 報酬	268,290
	相互会社	2-1-1		業	100	投信商品の   販売 	支払 手数 料	648,559	未払 手数 料	230,821

(注1)取引条件ないし取引条件の決定方針等 運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。 (注2)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	513,677円38銭	510,376円85銭
1株当たり当期純利益金額	48,341円91銭	45,042円38銭

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
  - ん。 2.算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,701,824	9,639,487
普通株式に係る純資産額(千円)	9,701,824	9,639,487
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

7,7,1,4,7,5,1,4,1,4,1,4,1,4,1,4,1,4,1,4,1,4,1,4,1	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しく は取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定 めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用 財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれの あるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2)訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
SMBC日興証券株式会社 1	135,000	
楽天証券株式会社	19,495	
株式会社SBI証券	54,323	
岡三証券株式会社 1	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商   品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
マネックス証券株式会社	13,195	
損害保険ジャパン株式会社	85,000	保険業法に基づき、損害保険業を営ん でいます。
明治安田生命保険相互会社 2	980,000	保険業法に基づき、生命保険業を営ん でいます。

- 1 新規販売を停止しています。
- 2 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

#### 2【関係業務の概要】

# (1)受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

#### (2)販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

#### (3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

# 3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は18,887株(持株比率100.00%)です。

(参考情報:再信託受託会社の概要)

1. 名称、資本金の額および事業の内容

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

# 2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約(再信託契約)に基づき、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理)を委託され、その事務を行うことがあります。

# 3. 資本関係

該当事項はありません。

#### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向け メッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2)交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
  - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
  - ・目論見書の使用開始日
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
  - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款(以下「約款」という。)が請求目論見書に掲載されている旨

- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載する場合があります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律 第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはそ の旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3)届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1.ファンドの目的・特色」、「2.投資リスク」、「4.手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4)交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5)交付目論見書の「3.運用実績」に委託会社のホームページアドレス(当該アドレスをコード化した 図形等も含みます。)を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより 最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6)請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容に ついては、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7)届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資する ため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9)投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10)目論見書の別称として、次を用いることがあります。

「投資信託説明書(目論見書)」

「投資信託説明書(交付目論見書)」

「投資信託説明書(請求目論見書)」

(11)交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 三輪 登信

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小林広樹

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連す る内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別 した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその 他の事項について報告を行う。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田欧州株式ファンドの2024年1月23日から2025年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田欧州株式ファンドの2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、 当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した 場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤認による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との 間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年9月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員 公認会計士 長澤 茂宣業 務 執 行 社 員

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田欧州株式ファンドの2025年1月21日から2025年7月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務 諸表の作成基準に準拠して、明治安田欧州株式ファンドの2025年7月20日現在の信託財産 の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年1月21日から2025年7月20 日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸 表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告 書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企 業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務 諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の 表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を 表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。